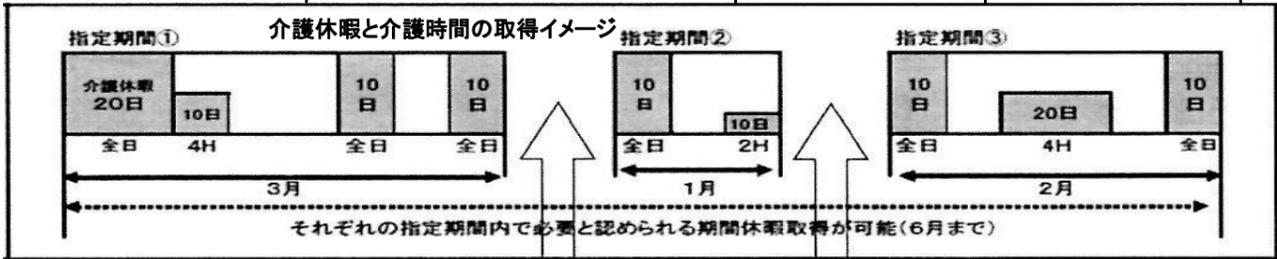


家族の介護等に関する制度一覧

項目	看護義務免	短期介護休暇(特別休暇)	介護休暇	介護欠勤	介護時間	早出遅出勤務	深夜勤務・時間外勤務の制限	共済組合関係
概要	職員の家族等が疾病又は負傷により看護を必要とし、かつ職員以外に看護する者がいない場合	要介護者の介護その他の世話※を行う職員が、その世話を行うために勤務しない場合	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護※をする場合	介護休暇6ヶ月取得後もなお引き続き介護が必要で、やむを得ず介護のために欠勤した場合	要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しない場合	要介護者の介護のため、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業の時刻の繰り上げ又は繰り下げを行う場合	要介護者の介護のため、深夜勤務(時間外勤務)の制限を請求する場合	組合員(互助会員)が介護休暇を取得したとき 共済組合:介護休業手当金 互助会:介護給付金
対象者	○配偶者 ○一親等の血族・姻族・特別養子縁組成立にかかる看護を行う子等※(中学校就学の始期に達するまでの子を除く※) ○同居の二親等の血族・姻族	○配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)・父母・子・配偶者の父母・祖父母・孫・兄弟姉妹 ○同居※の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子						
期間	1/1~12/31の間の3日の範囲内	1年のうち5日(要介護者が2人以上は10日)	指定期間の申し出は3回まで 通算6ヶ月以内(介護を必要とする一の継続する状態ごとに※)(初めての申し出は2週間以上を一括請求※)	6ヶ月の介護休暇に引き続き30日限度(週休日・休日は含まない)	連続する3年の期間内※で1日2時間以内(勤務時間の始め又は終わり、分割可)	午前7時から午後10時までの範囲内 毎日・特定の曜日・1日置きというの可	公務の運営に支障ある場合を除き時間外勤務をさせない(勤務時間条令第8条の3)	支給期間:介護休暇の日数を通算して66日以内(時間とった日はカウントしない) 支給額:給料の6割相当額ただし給料との調整あり(休業手当金が高ければ差額を支給)
取得単位	1日・半日・1時間		1日・1時間※		30分			67日以降介護休暇終了までの分は互助会の介護給付金のみ。介護休暇終了後欠勤する場合は、被介護者が組合員の被扶養者又は被扶養者でない配偶者・一親等の親族であれば「休業手当金」を請求する。
給与の取扱い	有給	有給	無給(勤務しない1時間につき給料月額×12月/1週間の勤務時間×52週で算出した額を減額)			-	-	
提出書類等	職務に専念する義務の免除願(市町村の義務免手続きによる)	特別休暇簿 要介護者の状態等申出書(申請の都度提出)	要介護者の指定期間申出書(状態確認のため医師の証明書を求められる場合あり)(指定後に)介護休暇簿(指定期間ごとに作成)	欠勤届(被介護者の範囲、欠勤の期間・日数を記入)介護休暇簿の写し	介護時間にかかる休暇簿(状態確認のため医師の証明書を求められる場合あり)	早出遅出勤務請求書 要介護者の状態等申出書	深夜勤務(時間外勤務)制限請求書 要介護者の状態等申出書	高額介護合算療養費制度 医療費と介護費用の両方の負担で、家計が重くなっている場合に、軽減するための制度 対象:組合員および被扶養者の医療費と介護費用 期間:8/1~翌年7/31の1年間
承認手続き	本人→校長→教育長	本人→校長	本人→校長	本人→校長	本人→校長	本人→校長	本人→校長	支給額等:標準報酬月額により区分される自己負担限度額を超えた分 手続き:介護保険者(市町村)から自己負担額証明書をもらい共済組合へ支給申請する
教委・事務所手続き	教委へ: 職務に専念する義務の免除願 校長具申書	(申請者が校長の場合、4日を超える休暇は教育長承認となっているため、休暇願を教委へ提出)	教委へ:休暇報告書・勤務時間割振り表・介護休暇簿写し・指定期間申出書写し 事務所へ:当月分を翌月初日までに介護休暇取消欄写し・出勤簿写し 期末勤勉手当除算期間報告書	教委へ:欠勤報告・勤務時間割振り表・介護休暇簿の写し 事務所へ:当月分を翌月初日までに出勤簿写し・出勤簿写し 期末勤勉手当除算期間報告書	教委へ:休暇報告書・勤務時間割振り表・介護休暇簿写し・指定期間申出書写し 事務所へ:当月分を翌月初日までに介護時間取消欄写し・出勤簿写し 期末勤勉手当除算期間報告書	-	-	
出勤簿表示	免	特短介	介	欠	介時	-	-	
根拠法令等	S61.5.28青教学第297号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項 人事委員会規則13-8職員の勤務時間、休日及び休暇第12条第1項第16号	勤務時間条例第15条 人事委員会規則13-8第14条・第14条の2 H28.12.28青教員第659号	H7.7.1青教学第406号	勤務時間条例第15条の2 人事委員会規則13-8第14条の3 H28.12.28青教員第659号	勤務時間条例第8条の3 第18条第5・6項 人事委員会規則13-8職員の勤務時間、休日及び休暇第6条の11・12 各市町村管理規則	○深夜…午後10時~午前5時	
摘要	※中学校就学の始期に達するまでの子は「子の看護休暇」を取得可。 ○短期介護休暇に引き続いて、この休暇の対象である同一の家族の看護の場合は不可。	※要介護者…負傷、疾病または老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障のある者 ※その他の世話…要介護者の通院等の付き添い、介護サービスを受けるための手続き、その他必要な世話(=間接介護) ※同居…職員が要介護者の居宅に泊まり込む等の場合も含む。しかし単に扶養関係だけでは同居にあらず、例えば日中あるいは夜間のみ介護する場合は「同居」と認められないが、退院後職員の住居に引き取ることが明らかな場合は、入院中の介護も「同居」にあたる。	※介護を必要とする一の継続する状態…介護を必要とする状態が生じてから消滅するまでのこと。介護状態が一旦終息し正常な日常生活を営んだ後に再発した場合は新たに休暇取得可。休暇中の病気併発は新たには認められない。「継続」はあくまでも要介護者の状態について判断し介護する側の都合(他に介護する人が見つかったなど)で中断したとはされない。 ※指定期間の申し出…2週間未満の場合は休暇の初日から指定期間の末日までの期間を請求。 ※1時間単位の取得…勤務開始時刻又は勤務終了時刻に連続して4時間の範囲内。あるいは開始時刻・終了時刻に分けて利用可。 ※指定期間の通算…暦に従って計算する。1月未満の期間は30日をもって1月とする。 ○指定期間の延長・短縮は、できるだけ期間の末日1週間前までに申し出る。	○地方公務員法上の分限・懲戒処分は行わない。 ・介護休暇が分割可能となったことに対しての、欠勤の扱いが未改定	※3年の期間…初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日とする。介護休暇の指定期間と重複しない。 ※1日2時間以内…育児休暇・部分休業と合計して2時間以内とする。			



※特別養子縁組成立にかかる看護を現に行う子など…勤務時間条令第8条の2第1項において「子に含まれる者」を規定
ア 特別養子縁組の監護期間中の子
イ 児童福祉法の規定によるいわゆる養子縁組里親として職員に委託されている子
ウ 児童福祉法の規定によるいわゆる養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られないため養育里親としての職員に委託されている子